

改正	2005年7月14日規約第05—20号の1	2005年8月29日規約第05—25号
	2006年9月21日規約第06—29号の16	2007年11月22日規約第07—59号の1
	2008年3月31日規約第07—110号	2008年9月12日規約第08—31号の1
	2008年12月11日規約第08—45号	2009年3月31日規約第08—81号の1
	2009年3月31日規約第08—86号の2	2010年3月19日規約第09—88号
	2010年9月21日規約第10—40号の2	2010年11月17日規約第10—61号
	2011年1月14日規約第10—72号の2	2012年1月31日規約第11—56号
	2012年5月10日規約第12—3号	

(設置)

第1条 本大学に、研究機構を置くことができる。

(目的)

第2条 研究機構は、早稲田大学プロジェクト研究所規程(1999年規約第99—20号の3)に定めるプロジェクト研究所(以下「プロジェクト研究所」という。)のうち、当該研究機構が所管するプロジェクト研究所群(以下「研究所群」という。)の総合的な運営等を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 研究機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究所群の総合的な運営・調整に関する事項
- 二 プロジェクト研究所の事業の推進、支援
- 三 プロジェクト研究所の研究成果の公表、広報活動
- 四 プロジェクト研究所の研究活動の評価に関する事項
- 五 その他研究機構の目的達成に必要な事項

(研究機構)

第4条 大学が設置する研究機構は、別表のとおりとする。

(機構長)

第5条 各研究機構に機構長1人を置く。

- 2 機構長は、研究機構の業務を総括し、研究機構を代表する。
- 3 機構長は、本大学の任期の定めのない教授のうちから、研究院長の推薦により、大学が嘱任する。
- 4 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 機構長が欠けたとき、または機構長に事故があるときは、研究院長または副研究院長がその職務を行う。
- 6 機構長は、学術院、学部、大学院研究科、学校または附属機関の長を兼ねることができない。
- 7 各機構長は、毎年度の終わりに当該事業報告および次年度の事業計画を策定の上、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

(運営委員会)

第6条 各研究機構にそれぞれ運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の事項を審議する。
 - 一 研究機構の事業計画に関する事項
 - 二 プロジェクト研究所の設置および廃止に関する事項
 - 三 研究所群の研究所員の任免ならびに研究員および研究助手の受入れに関する事項
 - 四 受託研究、寄附研究、共同研究等の学外資金受入れに関する事項
 - 五 研究機構の予算および決算に関する事項
 - 六 研究所群の研究活動の評価に関する事項
 - 七 その他研究機構の運営に関する重要事項

(運営委員)

第7条 各研究機構の運営委員会の運営委員は、次の区分により大学が嘱任する。

- 一 研究所群の所長によって互選された者 20人。ただし、重点領域研究機構またはプロジェクト

研究所数が20に満たない研究機構にあつては、研究所群の所長全員とする。

- 二 当該研究機構の機構長の指定する研究所、研究教育センターまたは他の研究機構が推薦した本大学専任教員 若干人
- 三 当該研究機構の機構長が本大学専任教員のうちから推薦した者 若干人
- 四 研究推進部長、研究推進部担当部長、研究推進部副部長および産学官研究推進センター長のうちから研究推進を担当する常任理事が指名する者 若干人
- 五 当該研究機構の機構長
- 六 研究院事務所において当該研究機構を担当する管理職

2 研究院長、副研究院長、研究院事務長および研究所群の所長のうち、前項第1号の規定により運営委員とならなかった者は、いつでも運営委員会に出席し、発言することができる。

3 第1項第1号、第2号、第3号および第4号に規定する運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の運営)

第8条 運営委員会は、機構長が招集し、その議事を整理する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、上級研究員、主任研究員および次席研究員の受入れについて議する場合には、運営委員の三分の二以上の出席を要する。

3 運営委員会の議決は、出席運営委員の過半数による。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第2項第3号の議決は、前条第1項第6号に規定する運営委員を除く出席者の過半数による。

5 運営委員会の決議は、大学の承認を得なければならない。

(経理)

第9条 各研究機構の事業に係る経費は、大学からの交付金その他の収入をもって充てる。

2 研究機構の会計は、一般会計および特別会計をもって処理する。

3 研究機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 機構長は、毎年度の終わりに、次年度の収支予算案を作成し、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

5 機構長は、毎年5月末までに、前年度の収支決算書を作成し、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

(事務組織)

第10条 各研究機構に関する事務組織は、早稲田大学事務組織規則(1987年庶文達第20号の1)をもって別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、1999年7月15日から施行する。

附 則(2000年2月15日規約第99-49号の2)

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2001年12月17日規約第01-47号の1)

(施行期日)

1 この規則は、2002年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第6条第2項の規定にかかわらず、2002年1月1日に嘱任された、第6条第1項第1号委員の任期は、2004年3月31日までとする。

附 則(2003年2月3日規約第02-36号の12)

この規則は、2003年2月3日から施行する。

附 則[整理](2003年3月27日規約第02-61号の1)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2003年11月28日規約第03-40号の1)

この規則は、2003年12月1日から施行する。

附 則（2003年12月19日規約第03-53号の1）

改正 2008年3月31日規約第07—110号 2009年3月31日規約第08—81号の1
2010年3月19日規約第09—88号
（施行期日）

- 1 この規則は、2003年12月19日から施行する。
（ナノ理工学研究機構の設置期限）
- 2 この規則施行により設置されるナノ理工学研究機構は、2015年3月31日をもって廃止するものとする。
（ナノ理工学研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）
- 3 ナノ理工学研究機構廃止の際、同研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
（任期の特例）
- 4 改正後の研究機構規則第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次の者の任期は、2005年9月15日までとする。
 - 一 第5条第3項の規定によって最初に嘱任されたナノ理工学研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号から第3号の規定によって最初に嘱任されたナノ理工学研究機構運営委員

改正 2009年3月31日規約第08—81号の1 2010年3月19日規約第09—88号
（施行期日）

- 1 この規則は、2004年6月18日から施行する。
（研究機構の設置期限）
- 2 この規則施行により設置される先端科学・健康医療融合研究機構およびIT研究機構は、2014年3月31日をもって廃止するものとする。
（研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）
- 3 先端科学・健康医療融合研究機構およびIT研究機構廃止の際、各研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
（任期の特例）
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2005年9月15日までとする。
 - 一 第5条第3項の規定によって最初に嘱任された先端科学・健康医療融合研究機構長およびIT研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任された先端科学・健康医療融合研究機構およびIT研究機構の運営委員
（研究機構長の兼務の特例）
- 5 第5条第6項の規定にかかわらず、総長は、先端科学・健康医療融合研究機構長とボランティアセンター所長を兼ねることができるものとする。
附 則（2004年9月15日規約第04—14号の15）
この規則は、2004年9月16日から施行する。
附 則（2005年5月27日規約第05—13号の2）
この規則は、2005年5月27日から施行する。
附 則（2005年7月14日規約第05—20号の1）

改正 2010年3月19日規約第09—88号
（施行期日）

- 1 この規則は、2005年7月15日から施行する。
（研究機構の設置期限）
- 2 この規則により設置されるアジア研究機構は、2015年3月31日をもって廃止するものとする。
（研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）

- 3 アジア研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
(任期の特例)
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2006年9月20日までとする。
- 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任されたアジア研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任されたアジア研究機構の運営委員
- 附 則 (2005年8月29日規約第05-25号)
(施行期日)
- 1 この規則は、2005年9月16日から施行する。
(任期の特例)
- 2 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に嘱任された次に掲げる者の任期は、2006年9月20日までとする。
- 一 総合研究機構長、ナノ理工学研究機構長、先端機構長およびIT研究機構長
 - 二 ナノ理工学研究機構およびIT研究機構の運営委員(第7条第1項第4号に掲げる者を除く。)
 - 三 先端機構の運営委員(第7条の2第2号に掲げる者を除く。)
- 附 則 [整理] (2006年9月21日規約第06-29号の16)
この規則は、2006年9月21日から施行する。
附 則 (2007年11月22日規約第07-59号の1)
(施行期日)
- 1 この規則は、2007年7月1日から施行する。
(研究機構の設置期限)
- 2 この規則により設置される日米研究機構は、2012年3月31日をもって廃止するものとする。
(研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い)
- 3 日米研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
(任期の特例)
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2008年9月20日までとする。
- 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任された日米研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任された日米研究機構の運営委員
- 附 則 (2008年3月31日規約第07-110号)
この規則は、2008年4月1日から施行する。
附 則 (2008年9月12日規約第08-31号の1)
(施行期日)
- 1 この規則は、2008年7月1日から施行する。
(研究機構の設置期限)
- 2 この規則により設置されるイスラーム地域研究機構は、2013年3月31日をもって廃止するものとする。
(研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い)
- 3 イスラーム地域研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
(任期の特例)
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2008年9月20日までとする。
- 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任されたイスラーム地域研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任されたイスラーム地域研究機構の運営委員

附 則〔整理〕（2008年12月11日規約第08－45号）

この規則は、2008年11月7日から施行する。

附 則（2009年3月31日規約第08－81号の1）

（施行期日）

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
（研究機構の設置期限）
- 2 この規則により設置される日欧研究機構は、2014年3月31日をもって廃止するものとする。
（研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）
- 3 日欧研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
（任期の特例）
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2010年9月20日までとする。
 - 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任された日欧研究機構長および重点領域研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任された日欧研究機構および重点領域研究機構の運営委員

附 則〔整理〕（2009年3月31日規約第08－86号の2）

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月19日規約第09－88号）

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年9月21日規約第10－40号の2）

この規則は、2010年9月21日から施行する。

附 則（2010年11月17日規約第10－61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、2010年11月12日から施行する。
（研究機構の設置期限）
- 2 この規則により設置されるグリーン・コンピューティング・システム研究機構は、2016年3月31日をもって廃止するものとする。
（研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）
- 3 グリーン・コンピューティング・システム研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
（任期の特例）
- 4 第5条第4項および第7条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2012年9月20日までとする。
 - 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任されたグリーン・コンピューティング・システム研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号および第3号に掲げる者につき最初に嘱任されたグリーン・コンピューティング・システム研究機構の運営委員

附 則〔整理〕（2011年1月14日規約第10－72号の2）

この規則は、2010年11月8日から施行する。

附 則（2012年1月31日規約第11－56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。
（研究機構の設置期限）
- 2 この規則により設置される日米研究機構は、2017年3月31日をもって廃止するものとする。
（規則施行時におけるプロジェクト研究所の取扱い）
- 3 早稲田大学研究機構規則の一部を改正する規則（2007年11月22日規約第07－59号の1）附則第3項の規定にかかわらず、この規則により廃止される日米研究機構が所管するプロジェクト研究所は、この規則により設置される日米研究機構が所管するものとする。
（研究機構廃止時におけるプロジェクト研究所の取扱い）

- 4 この規則により設置される日米研究機構廃止の際、当該研究機構が所管し、かつ廃止までに残余の期間があるプロジェクト研究所については、総合研究機構に所管を移すものとする。
(任期の特例)
- 5 第5条第4項および第7条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者の任期は、2012年9月20日までとする。
- 一 第5条第3項の規定により最初に嘱任された日米研究機構長
 - 二 第7条第1項第1号、第2号、第3号および第4号に掲げる者につき最初に嘱任された日米研究機構の運営委員
- 附 則 (2012年5月10日規約第12—3号)
この規則は、2012年5月10日から施行し、2011年6月28日から適用する。
- 別表 (第4条関係)

総合研究機構
ナノ理工学研究機構
先端科学・健康医療融合研究機構
I T 研究機構
アジア研究機構
イスラーム地域研究機構
日欧研究機構
重点領域研究機構
グリーン・コンピューティング・システム研究機構
日米研究機構